（１）近代立憲主義の崩壊

1930 年　ロンドン軍縮条約（統帥権干犯問題）　　1931 年　満州事変

1932 年　リットン調査団、満州国宣言、５・１５事件（犬養毅首相暗殺）

1933 年　国際連盟脱退／京都大学滝川幸辰教授事件

1934 年　ワシントン軍縮条約破棄をアメリカに通告／帝人事件

1936 年　２・２６事件　　1937 年　盧溝橋事件（日中戦争勃発）

1938 年　国家総動員法　　1939 年　ノモンハン事件

1940 年　大政翼賛会成立　　1941 年　真珠湾攻撃（日米開戦）

□1935（昭和 10）年 2 月 18 日貴族院本会議（第 67 回帝国議会）

●菊池武夫男爵「第一が著作に付きましての御尋でございます。主として内務大臣、司法大臣、文部大臣に関係ある事柄でございます。我が皇国の憲法を解釈いたしまする著作の中で、金甌無闕（きんおうむけつ）なる皇国の国体を破壊するようなものがございます。・・・誠に学徒の師表となり、社会の木鐸を以て任ずべき帝国大学の教授、学者と云うような方の是が著述であるに於て、私は痛恨に堪えざる者でございます。是等の著作があることを政府は御認めになって居るかどうか。又御認めになって居るならば、此著作を挙げて、此著作者と共に如何なる処置を此後に於て御執りにならんとするのかを伺うのでございます。」

●松田源治文部大臣「いかなる教授がいかなる書物に、どういうことを書いたということを指摘してもらわなければ、答弁するわけに参りませぬ。」

●菊池男爵「只今文部大臣から、私からそう云うものを指摘せねば分からぬと云うようなことでございますから、…具体的に申上げますから、之に対する御感想と御処置との極く簡明剴切（がいせつ）なることを要するのでございます。私は多くを御尋ね申そうと思って居るのじゃございませぬ。第一に申上げます。『法窓閑話』…大正 14 年 9 月 10 日発行、末広厳太郎氏の著書でございます。…更に又本がございまするから申上げます。其外には、是は美濃部博士の御著述、『憲法撮要』、『憲法精義』云うような本でございます。それから美濃部さんが「改造」…でございますか、雑誌に、大変一木喜徳郎博士に私淑せられて、自分が公法学の研究を始めたのも全く是で、終生之に委ねたことは之に因すると云うような意味の…「改造」に…ちょっと材料が遠くなります。何月号でございますか、それも何時でも調べて、又別に議事課を通じて差上げまして宜しうございます。そう云う記事がございますので、更に調べますと、一木喜徳郎博士国法学…明治 32 年版、是の抜萃がございます。之をあなたご覧になりますれば偉大なるもので、是は要するに憲法上、<u>統治の主体が天皇にあらずして国家にありとか民にありとか云う</u>、独逸にそんなのが起ってからのことでございますが、其真似の本に過ぎないのでございます。我国で憲法上、統治の主体が天皇にある（のでない）と云うことを断然公言するようなる

学者著者と云うものが、一体司法上から許さるべきものでございましょうか。是は緩慢なる謀叛になり、明かなる反逆になるのです。之を断定し切らぬ、之に触るると面倒になる、多少迷惑が行くと云うような卑屈なる根性であるから綱紀が張らないのでございます。」

●松田文部大臣「美濃部博士の点は、天皇は国家の機関なりと云うようなことを言って居る、是は甚だ不都合ではないかと。私は天皇機関説と云うものに向っては無論反対ではありますけれども、是はもうずっと以前から、天皇は国家の主体なりや、天皇は国家の機関なりやと云う論が対立いたして居りまして、是は今日迄其点は論議されて居りますから、斯かる点は学者の議論に委して置くことが相当ではないかと考えて居ります。」

●三室戸敬光子爵「天皇機関説なるものは、今日の大日本に於ては用ゆべきものに非らず、是だけのことは言って戴きたいと思います。」

●井上清純男爵「我国の国体が特殊のものであることは皆様の御承知の通りであります。然るに如何なることでありまするか、万古易りない所の国体の本に対して、驚くべき疑問が残されて居ると云うことを、今日に於て我々が議場に於て拝聴しなければならぬと云うことは、誠に悲しむべきことであります。…畏くも天壌無窮に渡らせられる所の天皇様の大権に対して、聊かの疑念も起る筈がないのでありまするのに、世の師表であるべき所の学者が、徒に西洋の国振りに倣いまして、非常な間違った説を今日まで其儘黙過されて居ったことは、今日の国難を招致した所以であると思います。岡田総理大臣は少なくとも此点に対しては、この議場に対して明確に御声明を下さらんことを希望しまして、只今の天皇様に対する御考をはっきり私共に示して戴きたいことを希望します。」

●岡田啓介内閣総理大臣「我が帝国は世界に類例の無い国体であることは、井上男爵の仰しゃる通りであります。私も我が国体に付て、誰も疑を持って居らず、疑点を挿む点はないと考えて居ります。」

●井上男爵「岡田総理大臣の御言葉は明晰であるようでありますけれども、少しく足りない所があると思うのであります。此際明確にもう一遍天皇機関説を否認されて居られるのであるのか、如何であるかと云うことを明確に御声明をなされんことを希望します。」

●岡田首相「御答いたします。私も天皇は機関なりと言うような言葉は、用語が穏当でないと考えて居ります。」

●井上男爵「単なる用語の間違でありまするか、或は思想の問題でありまするか、はっきりと御自分の御考を御述下さらんことを希望します。」

●岡田首相「美濃部博士の著書は、全体を通読しまするとと国体の観念において誤りないと信じて居ります。唯用語に穏当ならざる所があるようであります。国体の観念に於ては我々と間違って居ないと、斯う信じて居ります。」

●井上男爵「まだはっきりしないようであります。美濃部博士の著書を御読みになったのであ

りますか。全体を肯定遊ばすと云うのならば、大きな問題であります。其大きな問題を捉えて申上げて居るのではありませぬ。総理大臣閣下は、天皇機関説を支持して居られるや否や、この問題を明確にして戴きたいのであります。」

●岡田首相「私は先程から申上げて居る通り、是は用語が穏当ではありませぬ。私は天皇機関説を支持して居る者ではありませぬけれども、学説に対して、是は私共が何とか申上げるよりは、学者に委ねるより外仕方がないと思います。」

□1935 年 2 月 25 日貴族院本会議、美濃部の「一身上の弁明」演説

□1935 年 8 月 3 日岡田内閣声明（第一次国体明徴声明）

「恭しく惟（おもん）みるに、我が国体は天孫降臨の際下し賜える御神勅に依り昭示せらるる所にして、万世一系の天皇国を統治し給い、宝祚（ほうそ：皇位のこと）の隆は天地と与に窮（はて）なし。されば憲法発布の御上諭に「国家統治の大権は朕が之を祖宗に承けて之を子孫に伝うる所なり」と宣い、憲法第一条には「大日本帝国は万世一系の天皇之を統治す」と明示し給う。即ち大日本帝国統治の大権は儼として天皇に存すること明なり。若し夫れ統治権が天皇に存せずして天皇は之を行使する為の機関なりと為すが如きは、是れ全く万邦無比なる我が国体の本義を愆る（あやまる）ものなり。近時憲法学説を繞（めぐ）り国体の本義に関聯して兎角の論議を見るに至れるは寔（まこと）に遺憾に堪えず。政府は愈々（いよいよ）国体の明徴に力を効し其の精華を発揚せんことを期す。乃ち茲に意の在る所を述べて広く各方面の協力を希望す。」

□1935 年 10 月 15 日岡田内閣声明（第二次国体明徴声明）

「曩（さき）に政府は国体の本義に関し所信を披瀝し以て国民の嚮う所を明にし愈々其精華を発揚せんことを期したり。抑々我国に於ける統治権の主体が　天皇にましますことは我国体の本義にして帝国臣民の絶対不動の信念なり、帝国憲法の上諭並条章の精神亦茲に存するものと拝察す。然るに漫りに外国の事例学説を援いて我国体に擬し、統治権の主体は　天皇にましまさずして国家なりとし　天皇は国家の機関なりとなすが如き所謂　天皇機関説は神聖なる我国体に戻り其本義を愆るの甚しきものにして厳に之を芟除（せんじょ）せざるべからず。政教其他百般の事項総て万邦無比なる我国体の本義を基とし其真髄を顕揚するを要す。政府は右の信念に基き茲に重ねて意のあるところを闡明（せんめい）し、以て国体観念を愈々明徴ならしめ其実績を収むる為全幅の力を尽さんことを期す。」